

入会・退会及び会費等に関する規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という）の定款第5条から第11条に定める規程に基づき、本連盟の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

第2条（会員の種別）

本連盟の会員は、定款第5条に規定されたものとする。

第3条（入会の手続）

定款第6条により入会を希望する正会員の申込は、以下の手続を行うものとする

- (1) 規定第6条に示す会費を、各地区連盟が指定する期日までに各地区連盟に納めること。
- (2) 本連盟が指定するファイルに、当該年度本連盟が関連する大会で活動が見込まれる選手の情報を入力し、各地区連盟が指定する期日まで納めること。

第4条（有効期間）

会員の資格有効期間は、申込み年度の1年間のみとする。

第5条（資格取得）

定款第6条に規定する入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 団体会員は同一大学チーム1チーム（男・女別）とする。ただし、同一大学であってもキャンパスの所在地が異なる場合は、キャンパス単位でチーム登録することができる。
- (2) 個人会員のうち、学生は、入学時から卒業時または修了時までとする。ただし、登録できるのは学校教育法第86条に定める通信の学生、同法第90条に定める学生、同法第91条に定める専攻科と別科の学生並びに同法第102条に定める大学院の学生とする。
- (3) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (4) 過去に本連盟を除名された者は、除名後2年以上経過していること。
- (5) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

第6条（入会金及び会費）

定款第7条に規定する会費は、以下の通りとする。

- (1) 正会員
 - ① 団体会員 年額30,000円
 - ① 個人会員 年額 2,000円

(2) 特別会員

個人 年額10,000円

法人 年額50,000円

第7条（退会）

正会員及び特別会員が退会しようとするときには、退会届を会長に提出しなければならない。

第8条（資格喪失に伴う権利及び義務）

1 正会員及び特別会員が年度の途中において退会するときは、その年度の未納会費を納入しなければならない。

2 本連盟は、会員が当該年度の会費を納入したものについては、これを返還しない。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。